

鳥取縣公報

昭和十六年十月二十八日
第千二百七十九號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第八百四十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル半成コーケスノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十八日

種類	半成コーケス最高販賣價格	灰分	單位	販賣業者最高販賣價格
塊(節目八分以上ノモノ)	六五四三二一	六五四三二一特	八田三郎	八八九〇〇一 二七二〇五〇
小塊(節目三分以上ノモノ)	六五四三二一	六五四三二一	同	九九〇〇一一二 二七二七二七七

半成コーケス最高販賣價格	灰分	單位	販賣業者最高販賣價格
六五四三二一	六五四三二一	八田三郎	八八九〇〇一 二七二〇五〇
六五四三二一	六五四三二一	同	九九〇〇一一二 二七二七二七七

一 半成ゴーグストハ石炭、亞炭、泥炭等ノ低溫乾馏處理セルモノ又ハ土窯ニ依リ蒸燒處理セルモノ（ガラゴーグスト除ク）ヲ
謂フ

二 本表價格ハ消費者持込渡容器附ノ價格ニシテ中味ノミヲ販賣スル場合ハ十石ニ付五錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス

三 塊ハ持込ノ際篩目八分未満ノモノ混入重量率五%迄ヲ許容スルモノトシ小塊ハ持込ノ際篩目三分未満ノモノ混入重量率
一〇%迄ヲ許容スルモノトス

四 發熱量四、〇〇〇カロリー未満ノモノハ本表價格ノ半額トス

五 發熱量並ニ灰分ノ試驗方法ハ日本標準規格第二三六號石灰分析及試驗方法ヲ準用スルモノトス

六 本表價格ハ容器詰ヲ爲シ販賣スル場合ハ製造業者ノ名稱、種類及灰分ヲ表示セルモノノ價格トシ表示ナキモノハ本表價格ノ
半額トス

◆鳥取縣告示第八百四十五號

カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ國体ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣熔接工業組合

山陰地區機帆船海運組合鳥取支部

◆鳥取縣告示第八百四十六號

昭和十六年十月二十日縣參事會ノ議決ヲ經タ昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

八 田 三 郎

八 田 三 郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算		△印滅高		鳥取縣知事		八 田 三 郎	
歲	入	歲	出	歲	入	歲	出
第四款 地方分與稅	部	第一項 統計費補助金	四四六	第二項 土木費補助金	七一、〇〇〇	第三項 教育費補助金	二、〇〇〇
第二項 配付稅	部	第四項 衛生費補助金	三、二二五	第五項 勸業費補助金	五三、三三一	第六項 社會事業費補助金	一、四〇〇
第七款 使用料及手數料	部	第七項 時局事務補助金	七七〇	第一項 細	八五〇	第二項 級	五〇
第一項 使用料	部	第三款 県	二〇、八七二	第三款 県	二、五二一	第一項 級	八〇〇
第二項 手數料	部	第七款 県	二四、八五四	第七款 県	二、五二一	第一項 級	八〇〇
第九款 雜收入	部	第一項 級	八五〇	第一項 級	二〇、八七二	第一項 級	八〇〇
第六項 物品賣拂代入	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第二項 手數料	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第一款 綠越金	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第一項 前年度綠越金	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第三款 國庫補助金	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
歲入經常部計	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第一款 綠越金	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第一項 前年度綠越金	部	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八	第一項 級	一、二九八
第一項 備給諸給	部	第一項 級	一、四四三	第一項 級	一、四四三	第一項 級	一、四四三
第一項 備給諸給	部	第一項 級	四〇〇	第一項 級	四〇〇	第一項 級	四〇〇

00404

第二項 應 費	一、〇四三	第十款 勸業補助費	一、四〇〇
第八項 盲聾啞學校費	二、二四〇	第十一項 衛生補助費	一、四〇〇
第十一項 學事諸費	二、〇〇〇	第一項 衛生補助費	三、二五〇
第九款 衛生及病院費	五、〇六四	第三十四款 國民精神總動員費	三六、八九八
第二項 衛生諸費	五、〇六四	第四項 勸業費	三六、一二八
第十款 勸業費	三八、二九五	第七項 衛生變費	七、七〇
第四項 農產物檢查所費	二〇、八七二	第五十五款 縣債費	一六七、〇七六
第十四項 產業獎勵費	一七、四二三	第一項 元金償還	△ 九六、七八九
第十一款 社會事業費	一、四〇〇	第二項 利子	△ 七〇、五四七
第三項 社會事業諸費	一、四〇〇	第三項 雜費	二六〇
第十二款 社會教育費	三〇〇	第二項 過年度追拂	一五九、五〇〇
第三項 社會教育諸費	四八、七四二	第一項 過年度返納金	一五九、二〇八
歲出經常部計	三〇〇	第六十三款 十六年度災害緊急土木復舊費	一四一、二四九
第一款 土木費	一一、六五〇	第一項 道路橋梁費	六七、〇二三
第四項 道路費	一〇、一五〇	第二項 治水堤防費	六七、三九二
第十一項 船場場施設費	一、五〇〇	第三項 吏員費	五、八八五
第六款 統計補助費	三三三	第四項 雜費	九四九
第一項 統計補助費	三三三		

00405

第六十四款 災害復舊費	六八、二　九	歲出臨時部計	二三五五、四〇三
第一項 災害土木應急工事費	六八、二〇九	歲出合計	三〇四、一四五

◆鳥取縣告示第八百四十七號

青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ認定ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

日本農產化學研究所伯山塾

◆鳥取縣告示第八百四十八號

府道倉吉津山線東伯郡旭村地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年十月一日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來道路ハ其ノ附屬物ト共ニ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年十月二十八日

第一號

現在路線

變更路線

鳥取縣知事

八 田 三 郎

東伯郡旭村大字牧字宮ノ本四百三十三番地先ヨリ同村大字同字同三百八十五番地先ヲ經テ同村大字同字同番地先ニ至ル

東伯郡旭村大字牧字宮ノ本四百三十三番地先ヨリ同村大字同字同三百八十五番地先ヲ經テ同村大字同字同番地先ニ至ル

第二號

00406

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字恩鳥五百四十五番地先ヨリ同村

大字同字同三十四番地先同村同字同二百三十七番地先ヨリ同村

ヲ經テ旭村大字收字前田二百四十八番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第三號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字恩鳥五百四十五番地先ヨリ同村

大字同字同三十四番地先同村同字同二百三十七番地先ヨリ同村

ヲ經テ旭村大字收字前田二百四十八番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第四號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字恩鳥五百四十五番地先ヨリ同村

大字同字同三十四番地先同村同字同二百三十七番地先ヨリ同村

ヲ經テ旭村大字收字前田二百四十八番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第五號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字恩鳥五百四十五番地先ヨリ同村

大字同字同三十四番地先同村同字同二百三十七番地先ヨリ同村

ヲ經テ旭村大字收字前田二百四十八番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第六號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字恩鳥五百四十五番地先ヨリ同村

大字同字同三十四番地先同村同字同二百三十七番地先ヨリ同村

ヲ經テ旭村大字收字前田二百四十八番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第七號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字助谷字下河原五百八十九番ノ一地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字下河原五百八十九番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

先ヨリ同村大字助谷字下河原五百八十九番ノ一地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字下河原五百八十九番ノ一地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第八號

變 更 路 線

東伯郡旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

先ヨリ同村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第九號

變 更 路 線

東伯郡旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

先ヨリ同村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

第十號

變 更 路 線

東伯郡旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

大字同字同三十四番地先ヨリ同村同字同二百三十七番地先ニ至ル

ヲ經テ旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二地先ニ至ル

四十八番ノ一地先ニ至ル

烏取縣公報 第一千二百七十九號 昭和十六年十月廿八日 (第三種郵便物認可) 七

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨリ同村大字同字同二百五十五番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山二百五十五番地先ニ至ル

東伯郡旭村大字曹源寺字藤舞田百二十八番地先ヨリ同村大字同字同百二十八番地先同村大字同字同百二十八番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字藤舞田百二十八番地先ニ至ル

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨリ同村大字同字同三百五十七番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山二百五十五番地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第八百四十九號

昭和十六年九月十二日農林省令第七十三號家畜保險獎勵規則ニ基キ鳥取縣家畜保險獎勵規程左ノ通定ム

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八田三郎

一家畜保險組合ノ技術員設置ニ要スル費用

二 左ニ掲タル事業ニ要スル家畜保險組合若ハ團体ノ費用又

(一) 小團體獎勵金ノ交付、指導員手當其他保險加入增加

ヲ圖ル爲適當ト認ムル事業

ハ補助金

(二) 映寫會、講演會、講話會、其他普及宣傳ノ爲適當ト

認ムル事業

第一條 家畜保險獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲タル家畜保險組合又ハ知事ノ適當ト認ムル團體ノ費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ縣ヨリ獎勵金補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限リニ在ラズ

三 歐醫師又ハ獸醫手ノ嘱託、診療補給金ノ交付、藥品等ノ購入其他保險事故防止ノ爲適當ト認ムル事業ニ要スル家畜保險組合若ハ團體ノ費用又ハ補助金

第三條 獎勵金ノ額ハ前條ノ費用ニ付テハ其ノ二分ノ一以内ニシテ補助金ノ範圍内トス

特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ拘ラズ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添

ヘ前年度一月三十一日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ

一 収支豫算書

二 事業計畫書

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ收支決算書及事業成績書ヲ管理者ハ該擴ヲ所定ノ検査所ニ奉付クベシ

◆鳥取縣告示第八百五十號
因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依リ生產檢査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年五月十日ヨリ七月十四日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該擴ヲ所定ノ検査所ニ奉付クベシ
昭和十六年十月二十八日

第十一號

現在路線

變更路線

九

00409

00408

翌年度五月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ
第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメ之ヲ歲入ニ組入レタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ遲滯ナク知事ニ報告スベシ

第七條 左ノ各號ノニニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本規程ニ違反シタルトキ
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

附則

一本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
二 第四條中一月三十一日迄トアルハ昭和十六年度ニ限リ十一月三十日迄トス

00411

00410

鳥取縣知事 八 田 三 郎 檢查月日 檢查場所 檢查區域

十月二十八日 氣高郡大正村家畜市場 大正村 一圓 午前八時—三時
同 千代水村安長 千代水村 同 午後一時—三時同 二十九日 同 美穗村 美穗村 同 午前八時—十時
同 東鄉村篠坂 東鄉村 同 午後一時—三時同 三十日 同 大和村長谷 大和村 同 午前九時—十一時
同 神戶村上砂見 神戶村 同 午後一時—三時

同 同 神戶村 同

◇鳥取縣告示第八百五十一號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流產豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル壯牛ニシテ種付後百日以内並不姪ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左ノ通施行ス但檢診合格證有効期間内ノモノヲ除ク

依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ素付ケ檢診ヲ受クベシ

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎 檢查月日 檢查場所 檢查區域

十月二十八日 氣高郡大正村家畜市場 大正村 一圓 午前八時—三時
同 千代水村安長 千代水村 同 午後一時—三時同 二十九日 同 美穗村 美穗村 同 午前八時—十時
同 東鄉村篠坂 東鄉村 同 午後一時—三時同 三十日 同 大和村長谷 大和村 同 午前九時—十一時
同 神戶村上砂見 神戶村 同 午後一時—三時

同 同 神戶村 同

正 誤

◇鳥取縣告示第八百五十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル唐箕ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎 檢查月日 檢查場所 檢查區域

鳥取縣產 唐箕 杉製 長四尺九寸 単位 田 三 郎

註 本表規格ハ左ニ依ルモノトス 風洞直徑三尺 單位 最高販賣價格

風洞ハ杉板 厚二、三分 一等無節使用羽ハ杉板 厚二、三分 一等並以上使用上斗ハ杉板 厚四分 一等並以上ノ板ヲ使用シ

タルモノトス

一本表最高販賣價格ハ販賣業者ノ最寄驛渡又ハ店先車乘渡價格トシ荷造費ハ賣主負擔トス

◇鳥取縣告示第八百五十三號

岡山市有墓地ニシテ左記ニ現存スルモノハ永年祭祀者ナキ無縫墓ナルヲ以テ今回之ガ整理ノ爲他ニ移轉改葬セラルコト、ナリタル趣ニ付有縫者ハ昭和十七年一月十五日迄ニ管理者宛申出デラルベク若シ右期間内ニ申出デナキトキハ管理者ニ於テ適宜處置セラル、旨通知アリタリ

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎 檢查月日 檢查場所 檢查區域

一位置 岡山市平井字西谷二五七六馬足形南

一管理 者 岡山市長

彙

報

十一月一日 興亞奉公日の目標は

「生活能率の増進」

勞力と時間を皇國のお役に

(振興課)

十一月一日の興亞奉公日は曩に提唱された國民皆勞運動を一層強調するために、日常生活の凡ゆる部面を高度に能率化すること

に依つて新たな労力を産み出すべく、「生活能率の増進」を目標に次の如き實踐事項に基いて労力と時間を皇國のお役に立たせるべく之が具体化を圖ることとなつた。

國民皆勞運動は、主として遊休労力と余剩労力を動員するにあらは勿論であるが、現下の逼迫した國際情勢の下に於ては更により多くの労力を産み出して之に應ずることが益々必要となつたのである。

之がため、各家庭に於ては日常生活を更に能率化し、部落會、町内會、隣保班等に於ては一段と集團的に生活の合理化を行ひ、

實踐事項

- 一 生活集團化の強化(例へば共同買出し、託児の勵行等)
- 一 規律ある生活の勵行(時間の活用、余暇の善用)
- 一部落會、町内會を中心とする生活の合理化

00413

一 遵法精神の徹底
一 体力の増強

× × ×

(警務課)

強化促進を期するの参考に供し度いと思ふ。

監視通信は回を重ねる毎に其の成績は向上せるを認むるも、幹部は今後新隊員の養成に關し一段の留意を望む。

燈火管制に就いては訓練中に於て發表した通り警戒管制は一般に暗きに失するもの多く、特に商店が業を休んで居たものを見受けられたが、規定の光度は有効に利用し、管制中と雖も商業の減退を來さないことが必要である。其の他空襲管制と警戒管制との區別を全然認識せざるもの、空襲管制にして表側は遮光完全であるも裏側より漏光せるもの、風呂敷を管制用具に使用せるもの、警戒管制時に在つて殘置燈の管制なきもの等があつた。

警報傳達は一般に良好であつたが、警報班員が空襲警報を町内會長(區長)のみに傳達し一般に傳達せざるものがあつた。

消防は特に重點を置かれたので格段の向上を見たが、警防團に於ては、監視員の努力、又警防團の訓練状況を觀るに、或は山上に或は海岸に、晝夜を問はず敵機を一機も逃さじと熱心に服務する監視員の努力、又警防團の訓練を通じて其の成果を検討するとき、尙多工夫改善を要する點があるので、之等の諸點に付き其の概要を述べ、將來防空体制の

新なる労力を作り出して何時にも國家の求めに應じ得るやう準備を整へて置くことが強く要望されてゐるのである。

從つて隣保班は固より部落會、町内會にあつては此の目的に即應するため集團の力を以て時間の活用、生活の單純化、買出し行列の廢止を初め各種の社交儀禮及び會合等より生ずる悪弊を改め等生活の合理化を圖り、極力労力と時間を産み出す工夫を講らし、新たな生活設計に依つて各種生活の合理化が行はれなければならぬ。

恰も當日は司法記念日に當り遵法運動の日として特に經濟道德の昂揚を圖り、他方國民体育週間運動の期間に相當してゐて体力の増強を圖ることとなつてゐるので、部落會、町内會、隣保班に於ては右の精神を大いに普及徹底するやう努められたいのである。

あり、又特設自衛團にして防空消防の計畫再検討を要するもの、消防作業の充分ならざるもの等があつた。尙、海上訓練に於ても漁舟群の編成なきもの、燈火管制用具の不備なるもの等を認められた。

是等の欠陥は速かに是正し何時防空實施とてなつゝ之に應するの準備を必要とする。

今時局は益々重大であり、國際情勢は頗る微妙の一途を辿り變轉豫斷を許さざるの秋、國土防衛の完璧を期する爲一層の精勵を切望する次第である。

× × × × ×

桑園整理跡地に

麥作付の割當實施

(農務課)

聖戰完遂の根基をなす國民食糧確保の一方策として、最近生糸輸出の制限に伴ふ桑園の整理跡地に麥作付を行つて、全國的に今秋播付の麥作大擴張を行うこととなり、本縣ではこれについて關係方面の銳意調査研究の結果、縣下各市町村に亘つて本期の桑園

都市別	整理反別	隔畦拔株反別	隔畦伐截反別
鳥取市	一五・二	町 反	五・一
米子市	四七・四	一四・五	一六・二
岩美郡	四四・三	一三・九	五六・二
八頭郡	九七・一	六三・二	七〇・九
氣高郡	四一〇・六	一四四・五	
西伯郡	三三一・〇	一〇九・四	九一八・九
東伯郡	四一〇・六	一三九・二	
日野郡	九・七	八一・七	
西伯郡	四二一・三		
日野郡	九・七		
西伯郡	三三一・〇		
東伯郡	四一〇・六		
日野郡	九・七		
西伯郡	三三一・〇		
東伯郡	四一〇・六		
日野郡	九・七		

聖戰完遂の根基をなす國民食糧確保の一方策として、最近生糸輸出の制限に伴ふ桑園の整理跡地に麥作付を行つて、全國的に今秋播付の麥作大擴張を行うこととなり、本縣ではこれについて關係方面の銳意調査研究の結果、縣下各市町村に亘つて本期の桑園

一畦飛びに桑株を抜いて作付を行ふもの四百二十一町歩、隔畦交互に桑樹伐截を行つて作付を行ふもの二千五十二町歩、計三千四百五十三町四反歩であつて、その郡市別内譯は次の通りである。

都市別	整理反別	隔畦拔株反別	隔畦伐截反別
鳥取市	一五・二	町 反	五・一
米子市	四七・四	一四・五	一六・二
岩美郡	四四・三	一三・九	五六・二
八頭郡	九七・一	六三・二	七〇・九
氣高郡	四一〇・六	一四四・五	
西伯郡	三三一・〇	一〇九・四	九一八・九
東伯郡	四一〇・六	一三九・二	
日野郡	九・七	八一・七	
西伯郡	三三一・〇		
東伯郡	四一〇・六		
日野郡	九・七		
西伯郡	三三一・〇		
東伯郡	四一〇・六		
日野郡	九・七		

本縣の甘諸豫想收穫高

五百七十八萬余貫！

(統計課)

九月一日現在を以て調査せられた本縣に於ける本年の甘諸は作付面積が一千九百五十六町歩で、豫想收穫高は五百七十八萬四百三十貫であつて、之を前年の作付反別に比すれば五百七十二町九反（四割一分四厘）同じく實收高に比すれば五百八十九萬三千二百八十二貫（四割八分七厘）の各々増加を示してゐる。

蓋し本年の甘諸は積付當時降雨持続して活着は良好であったけれども、其後の天候は日照少く曇天多濕であつたため壞土地帶に於ては莖葉徒長し甘諸の着成稍不良であつたが、砂質地帶に於ては稍良好なる生育を遂げ、作付面積の増加と相俟つて右のやうな收穫が豫想せられるに至つたものである。

尚ほ之を郡市別に示せば次の通りである。

作付面積	豫想收穫高	増減	(△印減)
前年作付面積	五百八十九萬三千二百八十二貫	増	
前年實收高	五百八十九萬三千二百八十二貫	減	(△印減)
前年比	五百八十九萬三千二百八十二貫	増	

本縣のラミー

(統計課)

岩美郡	一〇四・一	一六四・五〇	六・三	九・一、二八五
八頭郡	一五・〇	三四・七〇	三・七	毛・六三
氣高郡	一五・〇	六・七〇	三・七	毛・六三
東伯郡	一七・一	一・七〇・六〇	二・七	毛・六三
西伯郡	一五・四	二・一〇・七〇	一・七	毛・六三
日野郡	六・四	一〇〇・四〇	二・三	毛・六三
計	一・九六・六	五・七六・〇〇	一・九三・九	一・九三・九

九月二十日現在を以て調査した本縣に於ける本年のラミー（第三回收穫分）は收穫見込面積十一町歩、豫想收穫高五百貫であつて、之を前年の同期分に比すれば收穫面積に於ては一町歩（一割）の増加を示し、豫想收穫高に於ては三百七十貫（四割二分五厘）の減少を示してゐる。

蓋し第三回收穫分のラミー作は發芽時期より降雨が持続した

め發育不良のものがあつて右のやうな收穫を見る豫想である。

尙ほ之を郡市別に示せば次の如くである。

	收穫見 込面積	豫想 收穫高	増 減	(△印減)
	町 反	貫	前年收穫面 積ニ比シ	前年收穫 高ニ比シ
岩美郡	二・〇	七〇	一	△
八頭郡	一	一	二	△
東伯郡	八・五	三七〇	△	五
西伯郡	二	一〇	二	四〇〇
日野郡	三	五〇	一	一〇
計	一一〇	五〇〇	一〇	三七〇

× × ×

酒精原料園栗蒐集！

國民學校等の報國運動

(林務課)

カシ・ナラ・クヌギ・アベマキ・ブナ・シヒ・カシハ・トチ等の殼斗科及び七葉樹科植物の、俗に園栗(どんぐり)と呼ばれてゐる樹實は、野に澤山落ちてゐるが、從來トチの一部を除いて

は殆んど使ひ途がなく山野に棄てられてゐた。然るにこれらの樹實からは非常時局下最も必要なアルコール・タンニン等が採れ、又家畜の飼料として甚だ有用な資源であるため、最近タンニン分離の方法の成功と共にこれが蒐集が勵行され、昨年の如きも各國民學校兒童等の協力によつて多量の樹實が採集せられて重要資源として利用されてゐるのである。よつて本年も全國國民學校・青年學校・青少年團婦人會等に呼びかけて山野の遺利を國家の爲に活用することとなり、本縣でもその集荷配給の世話を林務課内縣山林會によつて行ふこととなつた。

蒐集した園栗は十月より十二月に至る三ヶ月間に各國民學校に集荷するのであるが、特にトチはサボニンといふ特別な性分が含まれてゐて處理法が異なるからこれのみは別包装とし、他は混合でよく樹種別に包装する必要はない。集荷された樹實は蟲害を受けてゐるもの、既に發芽してゐるもの等を肉眼鑑別によつて除き、晴天一日以上の日光乾燥を行ふ。(水選はしないこと)

包装は俵又は呪に山盛一斗四杯の四斗入りとし、止むなく端數を生じたときは其の端數を以て包装して横五ヶ所縦二ヶ所十文字掛とし、出荷に當つては荷札を附し、中味の容量及び出荷者(學校)名を明記して最寄驛丸通運送店(受配給者の検收代理人)に受渡し完了し、園栗出荷報告書の適當の箇所に貨物類收證印を求

00417

めて、を町村・郡市農會を經由して縣山林へ送附するのであつて、縣山林會ではこの園栗出荷報告書によつて所定の代金を支拂ふ。

各國民學校及び團體に於てはどうか一般農山村の家庭に呼びかけて餘暇或は作業地への往復の寸暇を利用して蒐集に心掛けしぇ時局下重要資源の蒐集に努めて、示されたる園栗蒐集目標數量に達するやう協力を切望する次第である。尙蒐集に當つては森林所有者の諒解を得て入林せしめるやう指導し、盜採等の非難のないやう充分留意せられたい。

兵器獻納資源回收

運動醸出金報告

金額

町村名

一金拾壹圓八拾錢

東伯郡橋津村

一金拾九圓五錢

西伯郡上道村

一金七圓四拾七錢

日野郡福榮村

一金九圓九拾六錢

氣高郡吉岡村

東伯郡浦安村

一金拾貳圓參拾參錢

西伯郡上長田村

一金拾圓九拾九錢

西伯郡高麗村

一金貳拾圓貳拾九錢

東伯郡竹田村

一金四圓七拾五錢

西伯郡神奈川村

一金五圓五拾參錢

日野郡溝口町

一金六圓拾五錢

岩美郡小田村

一金拾五圓四拾四錢

西伯郡中濱村

一金九圓五錢

日野郡日置谷村

一金八圓八拾錢

西伯郡外江村

一金參圓貳錢

鳥取市

一金拾九圓參拾參錢

氣高郡日置谷村

一金壹百貳拾九圓四拾壹錢

西伯郡外江村

一着衣

國防色ノ國民服上下、綿ノワイシャツ及スチ、コ

一本籍、住所、氏名不詳、推定年齢二十一、二才

一人相身長一、七五米、中肉、頭髮丸刈、面長、色普通

西伯郡東郷村

岩美郡福部村

西伯郡上道村

氣高郡末恒村

日野郡福榮村

岩美郡日置谷村

日野郡日置谷村

西伯郡外江村

鳥取市

◎行旅死亡人

00418

薄茶色ノ運動帽、黒靴下、黒ノ編上靴、白木綿ノ

申又、薄茶色ノ毛糸腹巻

一所持品

黒ビロード臺口、十四錢在中、

自大阪至姫路間乗車券

清水ノ拓殖ノ認印、萬年筆一個、九型腕時計一

個、紫地縞ノ風呂敷

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一本籍、住所、身分、職業、氏名不詳、年齢推定六十才位

男女ノ別 男

一人相、特徵 体格瘦セタル方、目、口、耳普通、身丈五尺二寸位

遺留品 ナシ

着衣横縞單衣

死亡ノ區別 病死

及場所

一發見ノ日時 昭和十六年八月二十八日午後〇時五十分本村内大字矢田三百七十四番地ノ一

一其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ナシ

一心等、向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年十月廿八日印刷
昭和十六年十月廿八日發行

發行者

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所

縣所

渡邊壽雄 著文

二一六圓 頁

◎文部省推薦兒童圖書